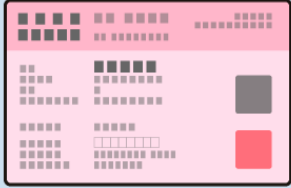
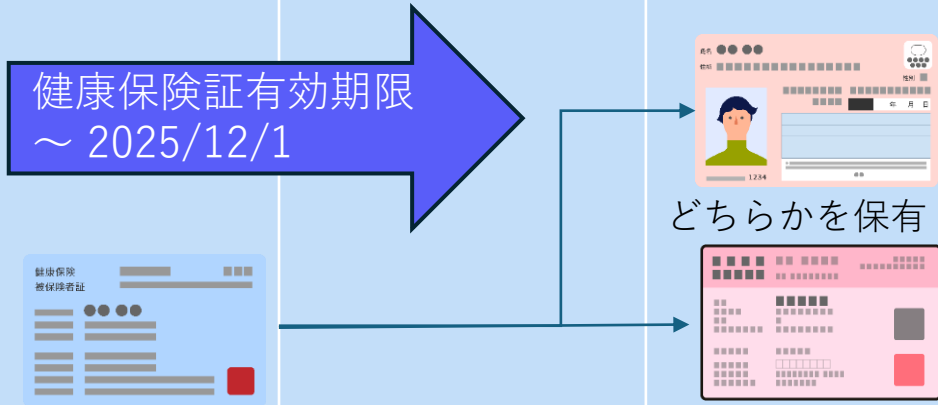
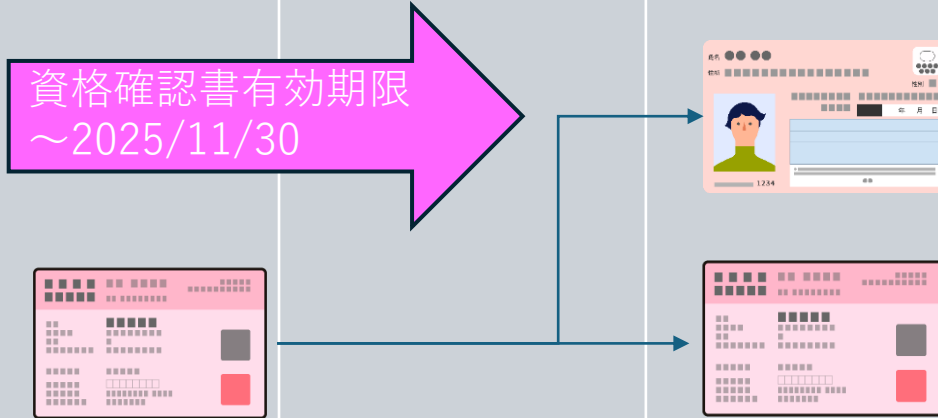


資格確認書と資格情報のお知らせについて

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了となり、『マイナ保険証』での受診が基本となる仕組みに変更となりました。マイナ保険証を保有されていない加入者の方に資格確認書を交付いたします。また、記号変更に伴い資格情報のお知らせを交付いたします。今後、記号・番号や保険者番号は、マイナポータルや資格情報のお知らせ・資格確認書にて確認することができます。

	資格情報のお知らせ	資格確認書
様式	 A4 紙	 保険証と同様サイズ プラスチック
交付対象者	全加入者 (※いすゞビルドライフ(株)、(株)IJTT、いすゞユニテック(株)、いすゞ自動車健康保険組合を除く)	マイナ保険証を保有されていない加入者 (※資格確認書の発行要否欄で要と記載いただいた方でも、こちらがマイナ保険証登録状況を確認し、保有されていないことが確認できた方のみ発行)
有効期限	なし	2030年11月30日
医療機関等受診	× (※オンライン資格確認未対応の医療機関等で受診する場合、マイナ保険証と併用することで対応可能)	○

健康保険証と資格確認書の回収について

2025年（令和7）年				回収について	留意点
	10月	11月	12月		
『健康保険証』の廃止	健康保険証有効期限 ～ 2025/12/1 			健康保険証は、2025年12月2日より完全廃止になるため、回収の必要はありません。	令和7年12月1日までに退職等した場合は、回収が必要となります。
	資格確認書有効期限 ～2025/11/30 				
『資格確認書』の交付				有効期限が切れている資格確認書は回収の必要はありません。	- 更新後の有効期限は2030年11月30日（5年間） - 有効期限内に退職等した場合は、回収が必要となります。